

八潮市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

令和3年2月10日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が広報やしお又は八潮市ホームページに掲載する民間企業等の有料広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができる広告媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報やしお
- (2) 八潮市ホームページ

(掲載をすることができない広告)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 市の広報媒体としての公共性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 人権侵害又は差別的な内容を含むもの
- (5) 法令等（市の条例等を含む。）に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (7) 個人又は団体の主義主張に関するもの
- (8) 個人又は法人の名刺広告
- (9) その他市長が不相当と認めるもの

(広告の掲載順位)

第4条 掲載の申込みのあった広告が広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 国若しくは地方公共団体が出資し、又は出捐する法人及び団体の広告
- (2) 公益法人及び公益的団体の広告（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
- (4) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するものの広告（前号に掲げるものを除く。）
- (5) 私企業又は事業を営む個人であって埼玉県内に事業所、事務所等を有するものの広告（前2号に掲げるものを除く。）
- (6) 私企業又は事業を営む個人であって埼玉県外に事業所、事務所等を

有するものの広告（前3号に掲げるものを除く。）

(7) 前各号に掲げるもの以外の広告

2 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は、掲載希望月数の多いものを先順序とする。

3 前2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定することができないときは、抽選により順序を決定する。

（掲載の規格等）

第5条 広告の掲載位置、規格、枠数については、広告媒体ごとに市長が別に定める。

2 広告の掲載に当たっては、当該広告媒体の用途又は目的を妨げることがないように十分に配慮したものでなければならない。

（広告の掲載料）

第6条 広告の掲載料は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

（広告の募集）

第7条 市長は、広報やしお等により、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を公募するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、広告掲載希望者が募集する広告枠に満たないときは、市から民間企業等に対し、広告の掲載について案内をすることができる。

（掲載の申込み）

第8条 広告掲載希望者は、広告の掲載を希望する月の前々月末日までに、八潮市有料広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 広告の原稿案

(2) 広告に関する説明資料

2 申し込むことができる広告の掲載期間は、1月を単位として、12月を最長とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

（掲載の決定等）

第9条 市長は、前条第1項の規定による広告の掲載の申込みがあったときは、当該申込みに係る広告の掲載の可否を決定するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、次条に規定する広告審査委員会の審査を経て決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を八潮市有料広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により、前条第1項の規定により申込みをした者に通知するものとする。
- 3 広告の掲載について前項の規定により決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告画像の電子データを自己の負担により作成し、市長に提出するものとする。

（広告審査委員会）

第10条 市長は、前条第1項の規定による審査を行うため、広告審査委員会（以下この条において「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、企画財政部秘書広報課長をもって充てる。
- 4 委員は、企画財政部企画経営課長、財政課長、市民活力推進部商工観光課長及び学校教育部指導課長をもって充てる。
- 5 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 6 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じ、回議による審査をすることができる。
- 7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 8 委員会の庶務は、企画財政部秘書広報課において処理する。

（掲載料の納付）

第11条 広告主は、八潮市有料広告掲載可否決定通知書の到達後指定された期日までに、掲載料を納付しなければならない。

（広告内容の変更）

第12条 広告主は、月を単位として、広告の内容を変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前々月末日までに、市長に対し、八潮市有料広告変更申込書（様式第3号）を提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 第9条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、広告のリンク先のページのアドレスを変更したことによるリンクのみの変更の場合にあっては、広告主は、変更しようとする日から起算して7日前までに、市長に対し、八潮市有料広告変更申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

(広告の掲載の取消等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主に対する催告その他何らの手続を要することなく、広告の掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定された期日までに広告主が掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定された期日までに広告主が広告画像の電子データを提出しなかったとき。
- (3) 市の行政運営上支障があるとき。

(掲載料の還付)

第14条 広告掲載料の還付については、市長が別に定める。

(広告の掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、市長に対し、八潮市有料広告掲載取下申出書(様式第4号)を提出することにより、広告の掲載の取下げを申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、掲載した広告を削除するものとする。

(広告主の責任)

第16条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(八潮市ホームページ広告掲載取扱要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱等は、廃止する。

- (1) 八潮市ホームページ広告掲載取扱要綱(平成19年告示第119号)
- (2) 八潮市ホームページ広告掲載取扱要綱に係る運用基準(平成19年5月1日市長決裁)
- (3) 広報やしお広告掲載要綱(平成27年8月24日市長決裁)
- (4) 広報やしお広告掲載基準(平成27年8月24日市長決裁)

様式第1号（第8条関係）

八潮市有料広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）八潮市長

住所
（申込者）氏名
電話
FAX
メールアドレス
（法人等にあつては、事業所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記入してください。）
担当者氏名

八潮市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、広告の原稿を添えて、次のとおり申し込みます。

- 1 広告媒体の種類（該当するものを○で囲んでください。）
 - （1）広報やしお
ア 1色刷り面
イ カラー刷り面
 - （2）八潮市ホームページ

- 2 掲載希望期間
 - （1）広報やしお 年 月号から 年 月号まで
 - （2）八潮市ホームページ 年 月から 年 月まで
（リンク先 URL : <http://>)

- 3 掲載希望枠数
 - （1）広報やしお 枠
 - （2）八潮市ホームページ 枠

- 4 添付書類
 - （1）広告の原稿案
 - （2）広告に関する説明資料

様式第2号（第9条関係）

八潮市有料広告掲載可否決定通知書

年 月 日

様

八潮市長

年 月 日付けの八潮市有料広告掲載の申込みについて、次のとおり決定しましたので通知します。

決定内容	<input type="checkbox"/> 掲載します
	<input type="checkbox"/> 掲載しません (理由)
掲載内容	
掲載期間	
掲載料	
原稿データ 提出期限	
納付期限	

様式第3号（第12条関係）

八潮市有料広告変更申込書

年 月 日

（宛先）八潮市長

住所
（申込者） 氏名
電話
FAX
メールアドレス
（法人等にあつては、事業所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記入してください。）
担当者氏名

八潮市の広告媒体に掲載している広告内容を変更したいので、次のとおり申し込みます。

変更区分	内 容
□内容変更	（変更内容）
	※広告画像を変更する場合は、広告画像データを貼り付けてください。
	添付書類 ※広告内容の変更に係る資料
□リンク先変更	変更後の URL

様式第4号（第15条関係）

八潮市有料広告掲載取下申出書

年 月 日

（宛先）八潮市長

住所
（申込者） 氏名
電話
FAX
メールアドレス
（法人等にあつては、事業所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記入してください。）
担当者氏名

八潮市の広告媒体に掲載している広告の掲載を取下げたいので、次のとおり申し出ます。

掲載決定期間	
掲載取下げの時期	
掲載取下げの理由	